５長与総第 577 号
令和５年 11 月 17 日

長与町特別職報酬等審議会会長　様

長与町長　吉田　愼一

長与町議会議員の議員報酬について（諮問）

長与町特別職報酬等審議会規則第２条に基づき、長与町議会議員の議員報酬の額及びその改定の実施時期について、諮問いたします。